

意見書

平成21年7月21日

情報通信審議会 情報通信政策部会
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめきんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの でら ただし 小野寺 正

通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)に対し、別紙のとおり意見を提出します。

項目	意見						
	<p>【はじめに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律対象の大括り化を図り、伝送設備規律における電波利用の柔軟化等やコンテンツ規律における表現の自由享有基準の緩和等のように、規律を緩和する方向で既存の法律を再編成することに賛成します。その際には、事業の継続性が担保されるよう併せて検討して頂きたいと考えます。 ・なお、通信・放送関連の法体系の再編成にあたっては、NTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルールが、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべきと考えます。 						
2. 伝送設備規律	<p>伝送設備規律の見直しについて、電波利用の柔軟化、民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進、迅速な新サービス・新製品の導入の促進、電波を安心して利用できる環境を整備するための制度が創設されることにより、情報の自由な流通、迅速かつ柔軟な事業展開の促進が可能となることから、賛成いたします。</p> <p>電波を安心して利用できる環境の整備に関しては、答申案の在り方に加えて、罰則の強化等、電波利用環境の維持が確保される制度の措置も必要と考えます。</p>						
4. コンテンツ規律	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1032 624 1149">(2) コンテンツ規律の基本的な考え方</td> <td data-bbox="624 1032 1513 1149">コンテンツ規律の対象を従来の「放送」に止め、公然性を有する通信コンテンツについては、今回検討対象外と整理することに賛成いたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1149 624 1507">(3) 具体的規律 ③ 番組規律 ④ 表現の自由享有基準</td> <td data-bbox="624 1149 1513 1507"> <p>③ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すため、放送メディアの機能・役割に応じて、個々の番組規律を再構成し、必ずしも必要でない規律を緩和することに賛成いたします。</p> <p>④ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律を緩和する方向で既存の規律を再編成することは適当と考えます。また、「表現の自由享有基準の具体的な在り方については、具体的な要望等に基づき、必要に応じて、見直しを行うことが適当」とする答申案の考え方に賛同いたします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1507 624 1776">(4) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律</td> <td data-bbox="624 1507 1513 1776"> <p>公然性を有する通信コンテンツのうち違法な情報及び有害情報については、プロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等、現在行われている取組により引き続き対応することが適当であると考えます。</p> <p>なお、違法・有害情報対策については、事業者の責任範囲について配慮されるべきであり、関係者の自主的取組が進められていることにも十分考慮し、検討することが必要であると考えます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	(2) コンテンツ規律の基本的な考え方	コンテンツ規律の対象を従来の「放送」に止め、公然性を有する通信コンテンツについては、今回検討対象外と整理することに賛成いたします。	(3) 具体的規律 ③ 番組規律 ④ 表現の自由享有基準	<p>③ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すため、放送メディアの機能・役割に応じて、個々の番組規律を再構成し、必ずしも必要でない規律を緩和することに賛成いたします。</p> <p>④ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律を緩和する方向で既存の規律を再編成することは適当と考えます。また、「表現の自由享有基準の具体的な在り方については、具体的な要望等に基づき、必要に応じて、見直しを行うことが適当」とする答申案の考え方に賛同いたします。</p>	(4) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律	<p>公然性を有する通信コンテンツのうち違法な情報及び有害情報については、プロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等、現在行われている取組により引き続き対応することが適当であると考えます。</p> <p>なお、違法・有害情報対策については、事業者の責任範囲について配慮されるべきであり、関係者の自主的取組が進められていることにも十分考慮し、検討することが必要であると考えます。</p>
(2) コンテンツ規律の基本的な考え方	コンテンツ規律の対象を従来の「放送」に止め、公然性を有する通信コンテンツについては、今回検討対象外と整理することに賛成いたします。						
(3) 具体的規律 ③ 番組規律 ④ 表現の自由享有基準	<p>③ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すため、放送メディアの機能・役割に応じて、個々の番組規律を再構成し、必ずしも必要でない規律を緩和することに賛成いたします。</p> <p>④ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律を緩和する方向で既存の規律を再編成することは適当と考えます。また、「表現の自由享有基準の具体的な在り方については、具体的な要望等に基づき、必要に応じて、見直しを行うことが適当」とする答申案の考え方に賛同いたします。</p>						
(4) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律	<p>公然性を有する通信コンテンツのうち違法な情報及び有害情報については、プロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等、現在行われている取組により引き続き対応することが適当であると考えます。</p> <p>なお、違法・有害情報対策については、事業者の責任範囲について配慮されるべきであり、関係者の自主的取組が進められていることにも十分考慮し、検討することが必要であると考えます。</p>						

項目		意見
5. プラットフォーム規律		<p>情報通信産業においては、各企業が技術の進化に応じた、優れたプラットフォームを開発することによってサービスの発展が図られることに留意する必要があると考えます。</p> <p>そのため、プラットフォームについては、過度な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、原則として各企業の自由な取組に委ねることが適当と考えます。</p>
6. 紛争処理機能の拡大		<p>「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能については、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争のうち、大括り化の対象となる法律の範疇外の事案に関する紛争についてまで拡大すべきではないため、対象となる紛争の範囲については、慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>また、紛争処理機能の対象拡大や制度設計にあたっては、引き続き、事業者に対する中立性や規制機関からの独立性をしっかりと担保していただきたいと考えます。</p>
9. 総括	(1) 制度の集約・大括り化	<p>新たな法体系においても、公正な競争条件や国民の利便が確保されるよう配慮することに賛成いたします。</p> <p>通信・放送関連の法体系の再編成にあたっては、NTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルールが、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべきと考えます。むしろ、更なる整備を進めることが必要です。</p> <p>現行の公正競争ルールの運用・適用が、通信・放送関連の法体系の再編成に伴い、実質的に後退するようなことがあってはならないと考えます。</p>

以上